

# 一般社団法人東京都トラック協会ロジスティクス研究会規約

(平成28年6月13日最終改正)

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、一般社団法人東京都トラック協会（以下『東ト協』という。）ロジスティクス研究会（以下『ロジ研』という。）という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を東ト協事務局内におく。

(目 的)

第3条 この会は、東ト協定款第3条の目的達成のため、壮年経営者層を結集し、会員の相互研鑽により、経営者資質と業界の社会的地位向上に務め、併せて会員間の人間的交流を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、東ト協の各年度事業計画を推進するとともに次の事業を行う。

- (1) 物流がかかわる諸問題についての研修会・研究会・実地見学等を実施し可能な限り問題を掘り下げ、政策提言を行うこととする。
- (2) 青年部・女性部組織との連携を図り、各種イベントの合同開催を実施する。
- (3) 会員の相互親睦を図るための諸行事を開催する。
- (4) その他この会の目的達成に必要な事項。

(会 員)

第5条 この会は、東ト協の所属会員で、この会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。  
2 会員は、会費を納入しなければならない。会費の額は、総会の議決を経て別に決める。  
3 この会に入会する者は、入会申込書（様式第1号）を提出するものとする。  
4 この会を退会する場合は、退会届（様式第2号）を提出しなければならない。ただし会費の滞納が2年を超えた場合は、自動的に退会とみなし処理する。  
5 会員が、この会の体面を著しく汚した場合、またはこの会の趣旨に反する行為のあった場合は、総会の議決により除名することができる。ただし議決するまでに、本人の弁明陳述の機会が与えられるものとする。

## 第2章 役 員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 本部長 1名
- (2) 本部長代行 1名
- (3) 副本部長 若干名
- (4) 幹事 20名以上
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 幹事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。  
2 本部長、本部長代行及び副本部長は、幹事のうちから総会において選出する。  
3 幹事以外の役員の就任時の年齢は、該当年度4月1日現在で満60歳以下とする。

(役員の仕事)

第8条 本部長は、この会を代表し、会務を総括する。なお、会務の執行にあたっては、本部は「東ト協会長」、ロジ研支部壮年部は「当該所属支部長」の合意をそれぞれ得るものとする。  
2 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。  
3 副本部長は、本部長及び本部長代行を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。  
4 幹事は、幹事会を組織して会務を決定又は分掌する。  
5 監事は、会計その他を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役、顧問)

- 第10条 この会に、相談役、顧問を各々若干名おくことができる。
- 2 相談役、顧問は、総会に諮って本部長が委嘱する。期間は、役員の任期に準ずる。
  - 3 相談役は、この会の重要事項について、本部長に意見をのべることができる。
  - 4 顧問はこの会の本部長及び副本部長であった者で本部長の諮問に応ずる。

### 第3章 会 議

(会 議)

- 第11条 会議は、総会・幹事会及び正副本部長会議とする。
- 2 会議は本部長が招集する。
  - 3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
  - 4 幹事会及び正副本部長会議の議事運営は、本部長がこれにあたる。
  - 5 会議は、構成人数の過半数で成立し、議事は、出席人数の過半数をもって可決する。ただし委任状の行使を認めるものとする。

(総 会)

- 第12条 総会は、年1回6月に開催する。ただし、本部長がその必要を認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 2 総会には、次の事項を付議しなければならない。
    - (1) 役員の選任および解任
    - (2) 事業報告及び収支決算
    - (3) 事業計画及び収支予算
    - (4) その他重要事項

(幹事会)

- 第13条 幹事会は、年3回開催する。ただし臨時に開催することができる。
- 2 幹事会は、総会提出議案及び総会決議事項等の審議処理を行う。
  - 3 その他、本部長の付議した事項。

(正副本部長会議)

- 第14条 正副本部長会議は、必要の都度で開催し、会務全般を審議する。

### 第4章 常設委員会及び分科会

(常設委員会及び分科会の設置)

- 第15条 この会の円滑な運営を図るため、総務委員会、物流政策委員会、本部連絡委員会、広報委員会、研修委員会、企画委員会及び海外交流委員会の常設委員会をおく。
- 2 前項に定める総務委員会に、専門分野について調査研究するため、必要に応じ分科会をおく。
  - 3 常設委員会及び分科会の組織及び運営についての必用な事項は、幹事会の議を経て別に定める。

### 第5章 会 計

(会 計)

- 第16条 この会の経費は、別に定める会費その他をもって充てる。ただし必要により臨時に会費を徴収することができる。
- 2 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しないものとする。
  - 3 寄付金については、幹事会の承認を得て、受け取ることができる。

(会計年度)

- 第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第6章 専門委員会

(専門委員会)

- 第18条 この会の円滑な運営を図るため、幹事会の承認を得て専門委員会をおくことができる。
- 2 専門の細部は、別に定める。

### 第7章 事務局

- 第19条 この会に事務局をおく。事務局は東ト協事務局（教育研修部）があたる。

## 第8章 支 部

(支 部)

- 第20条 この会に、東ト協支部ごとに「ロジ研支部壮年部（名称は支部ごとに定める。）」をおく。ただし支部を設けるに至らない場合の会員は、本部に直接加入することができる。
- 2 ロジ研支部壮年部規約は、本部規約に準じて支部ごとに決める。
  - 3 ロジ研支部壮年部にロジ研支部壮年部長をおく。

## 第9章 規約の変更

(規約変更)

- 第21条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得て変更することができる。

## 附 則

(施行日)

- 1 この規約は、昭和63年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
- 3 この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、規約の定めにかかわらず、設立の日に始まり、昭和64年3月31日に終わるものとする。
- 4 この会の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、昭和65年5月の通常総会までとする。

附 則（平成2年6月8日第3回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成2年6月8日から施行する。（名称を「東ト協青年部OB物流研究会議」から「東ト協物流研究会議」に改める。）

附 則（平成3年6月11日第4回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成3年6月11日から施行する。（総会開催月を5月から6月に改める。）

附 則（平成5年6月17日第6回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成5年6月17日から施行する。（名称を「東ト協壮年部物流研究会議」に改める。）

附 則（平成5年11月15日臨時総会）

(施行日)

- 1 改正後のこの規約は、平成5年11月15日から施行する。（「東ト協壮年部」発足）

(経過措置)

- 2 平成5年11月15日規約改正による支部壮年部長は、規約第7条の定めにかかわらず就任と同時に幹事として選任されたものとみなす。

附 則（平成8年6月11日第9回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成8年6月11日から施行する。（任期途中の役員年齢の特則並びに常設委員会及び分科会の明文化）

附 則（平成13年6月11日第14回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成13年6月11日から施行する。（5分科会を3分科会に整理統合）

附 則（平成15年6月9日第16回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成15年6月9日から施行する。（会員年齢の上限を55歳から60歳に改める。）

附 則（平成16年6月3日第17回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成16年6月3日から施行する。（役員就任時の年齢を4月1日現在満55歳未満から満55歳以下に改める。常設委員会の統合及び一部廃止）

附 則（平成18年6月14日第19回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成18年6月14日から施行する。（名称変更および会員年齢制限を撤廃、役員就任時の年齢を4月1日現在満55歳以下から満60歳以下に改める。常設委員会の分割及び一部廃止）

附 則（平成20年12月3日平成20年度臨時総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成20年12月3日から施行する。（支部設置の人数制限を撤廃）

附 則（平成22年6月9日第20回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成22年6月9日から施行する。（本部長代行の設置と本部連絡委員会の設置）

附 則（平成25年6月11日第26回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成25年6月11日から施行する。（組織名の変更と分科会の設置）

附 則（平成26年6月10日第27回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成26年6月10日から施行する。（物流政策委員会と海外交流委員会の設置）

附 則（平成27年6月5日第28回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成28年6月13日第29回総会）

- 1 改正後のこの規約は、平成28年6月13日から施行する。